

第1号議案

とやま市民エネルギー協議会規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、とやま市民エネルギー協議会という。

（事務所）

第2条 この会は、事務所を富山県富山市下堀町64-10に置く。

第2章 目的及び活動

（目的）

第3条 この会は、豊かな自然や伝統に恵まれたここ富山の地から、富山県民に対して、エネルギーに関する普及活動を行い、再生可能エネルギーの利用促進を通して環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（活動の種類）

第4条 この会は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 再生可能エネルギー及び省エネ推進の普及活動
- (2) エネルギーの地産地消を通じた地方創生活動
- (3) 広範な市民の参加や実践、議論の場の創出
- (4) とやま市民エネルギー株式会社をはじめとする関係諸団体との連携及び協力

第3章 会員

（種別）

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この会の目的に賛同して入会した団体

（入会）

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書により申し込むものとする。

（会費）

第7条 会員は、次の会費を納入するものとする。

- (1) 個人会員 年額 2,000 円
- (2) 団体会員 年額 10,000 円

（会員の資格の喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき

- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

2 会員資格の喪失と同時に会員としての一切の権利・義務を失うものとし、すでに徴収した会費は返戻しないものとする。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この会に次の役員を置く。

- (1) 共同代表 若干名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 事務局次長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(選任等)

第12条 役員は、総会において選任する。

(職務)

第13条 共同代表は、この会を代表し、業務を統括する。

- 2 事務局長は、日常業務を統括する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事は、この会の業務を執行する。
- 5 監事は、会計業務を監査し総会に報告する。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第15条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員がその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第5章 総会

(種別)

第 16 条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 17 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 18 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の制定または変更
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 会費の額
- (6) 解散
- (7) その他理事会が必要と認めた事項

(開催)

第 19 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第 20 条 総会は、共同代表が招集する。

2 共同代表は、請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、共同代表とする。

(定足数)

第 22 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 23 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第 18 条第 6 項については、第 37 条によらなければならない。

(表決権等)

第 24 条 各会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第 22 条、第 23 条、第 25 条第 2 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長並びに記事録署

名人が署名しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 会員会議（定例会）

（構成）

第26条 全会員を対象とする会議とする。

（目的）

第27条 会員会議は、次の事項を協議する。

- (1) 再生可能エネルギーの利用推進に関する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（招集）

第28条 会員会議は、共同代表が1年に4回をめぐりに召集する。

第7章 理事会

（構成）

第29条 理事会は、役員をもって構成する。

（権能）

第30条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 共同代表が必要と認めたとき
- (2) 役員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

（招集）

第32条 理事会は、共同代表が招集する。

2 共同代表は、規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

（議長）

第 33 条 理事会の議長は、共同代表がこれに当たる。

(議決)

第 34 条 理事会の議決は、監事を除く出席役員の過半数をもって決する。

第 8 章 事業年度及び会計年度

(事業年度及び会計年度)

第 35 条 この会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 章 解散

(解散)

第 36 条 この会が解散するときは、会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

(細則)

第 37 条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

第 38 条 この規約は、2017 年 4 月 22 日から施行する。